

山口県立大学とビショップス大学との 学術交流に関する協定書

山口県立大学とビショップス大学とは、両大学間の学術交流を推進して、友好関係を発展させるため、次のとおり協定を締結する。

第1条 両大学は、互惠平等の原則に基づき、次に掲げる学術交流を行う。

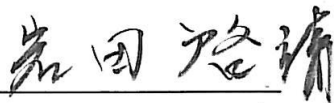
- (1) 学術資料、定期刊行物等の交換
- (2) 教職員の交流
- (3) 学生の交流
- (4) その他両大学の合意に基づく学術交流

第2条 前条の学術交流の具体的な内容、方法、経費の負担等については、別途協議の上、決定する。

第3条 この協定の有効期間は、2002年9月1日から2006年8月31日までとする。この協定は、いずれか一方の大学がこの協定の有効期間が満了する日の6箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の大学に書面によって通告しない限り、順次1年間効力を存続する。

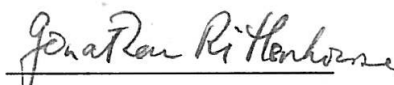
第4条 この協定は、日本語及び英語で作成され、両文書は、等しく正文である。

日付：2002.4.16



岩田 啓靖
山口県立大学長

日付：April 16, 2002



ジョナサン・リッテンハウス
ビショップス大学副学長